

## 宮本憲一『戦後日本公害史論』を読む

先月、写真にある本が出版された。784 ページの大著であり、A5 版上製箱入である。出版社の岩波書店『図書』には、「戦後日本で最も深刻な社会問題の歴史的教訓を学際的に解明せんと挑んだ記念碑的労作」と記されている。

歴史的教訓の意味は、本書の帯にも書かれている次の箇所に明確だ。「欧米の研究者からみれば、自治体改革と公害裁判は日本独自の公害対策である。これは政官財学複合体という経済成長主義の社会のシステムの中で、戦後日本の憲法体制によって規定された、基本的人権、地方自治と司法の自立=三権分立の制度を利用し、住民がそれらの権利の行使を駆使したからである。これは重要な歴史的教訓である。」(序章 6 ページ) 本書を詳しく紹介できないので、読み終わった感想めいたことを書いておこう。

第 1 部「戦後公害問題の史的展開」は、深刻さをきわめた公害問題を通して、戦後日本経済の影を再認識した。4 大公害裁判と公共事業公害裁判について、あらためて考えさせられることが多かった。

第 2 部「公害から環境問題へ」は、公害や環境法制定をめぐる政策決定過程の詳細な分析が興味深かった。現在進行しているアスベスト災害や原発災害についても、長期にわたる「ストック公災害」の実態・危険性が鋭く迫ってきた。

序章で「本書は公害史ではなく、公害史論とした。その意味は公害事件と対策のドキュメント史でなく、年表のようにすべての公害問題の通史でもないためである。---現場で経験し、その中で理論化する上で、最も重要と思えた公害・環境問題に重点をおいて、その歴史を書いた。」(16 ページ) 本書全体を読むなかで、タイトルを「公害史論」とされた意味が理解できた。

私の「最終講義」でも述べたが、『社会資本論』との出会いで先生を知ったが、1971 年から直接お世話になっている。その頃は四日市公害裁判の原告証人などで活躍されていた。その後いくども機会をあたえてもらいながら、「公害史論」との積極的な関わりを持てなかった。今にして思うと、恥ずかしく残念でもある。ただし、本書に登場する数多くの人たちのなかで、何らかの「接点」がある人も多く、私なりに親近感をもって読み通すことができた。宮本先生は 84 歳にして、この大著を書かれた。私も「小さな本」だけでなく、このような大著に挑まなくてはならないと痛感している。

(2014 年 8 月 17 日)

